

【以善会レポート】特別編④
翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』
Ⅱ 明治天皇の行在所Ⅱ

(※中表紙)

松ヶ丘山崎家略譜稿本 二

袴田鷹邨未定稿

目次

第四 山崎家の榮譽

掛川行在所記事

皇居御造営献金

諸大名扶持賜品

明治以降篤行表彰

第四 山崎家の榮譽

明治十一年十一月当家は畏くも、明治天皇掛川行在所たるの光榮に浴す。左に当時の状況を録せん。

明治天皇陛下は明治十一年（御年二十七歳）八月三十日東山北陸御巡幸の為め車駕東京御発輦、岩倉右大臣、大隈・井上両参議、徳大寺宮内卿以下扈從し奉り、九月十五日京都御駐輦東海道を御還幸の御途次、十一月一日当家を掛川行在所に当てさせられ、同月八日東京に還御あらせらる。今当時の関係文書を列記すれば左の如し。

（イ） 一小区事務所の達示

別紙之通御達に付御達申候 御承知之上早々巡回、周尾より御返却可被候也

十月七日

壹小区 事務所印

掛川校 南西郷校 大池校 長谷校

教員 幹事御中

乙第九拾九号

区長 戸長

今般

御巡幸被仰出候ニ付別紙之通相心得、諸事注意可致此旨相達候事

明治十一年七月廿四日 静岡県令大迫貞清

一御行列拝見勝手タルヘク且往来人差止メルニ不及庶民営業平日之通可相心得事

一御休泊之地ハ勿論、御通輦ノ各駅村等別テ火之元取締厳重行届候様可致事

一諸献上物一切不相成候事

一御通輦之宿駅或ハ御休泊之地ニ於テハ御国旗ヲ掲ケ人民各自之祝意ヲ表シ候儀ハ差止メルニ不及候事

一諸官員ハ勿論人夫等ニ至ル迄我意ヲ唱ヒ旅宿ノ者迷惑サセ候義ハ無之筈ニ候得共若シ右様之者有之候ハ、無忌憚可申出事

一御巡幸之義ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付虚飾ニ流レヌ無益ノ失費無之様可致ハ勿論、其レカ為メ民費賦課候様之義無之様注意可致事

一各学校生徒奉送迎ノ為メ衣服ヲ揃ヘ帽履ヲ新調シ、後日父兄ノ迷惑ニ相成候様ノ義有之候テハ不都合ニ付、仮令奉送迎候共、平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致事

但本文ノ趣意、各学校教員幹事同試補ノ者エモ通達可致事
一御通輦ニ付道路ノ中心エ敬礼傍修繕ノ為メ俄ニ土ヲ盛リタルモノハ、御通行ノ際雨天ニモ相成候得ハ泥濘ヲ生シ却テ通行ノ不便ヲ来シ候ニ付右等ノ義無之様注意可致事

(口) 明治十一年十一月一日

斯くて同日午后四時四十分御着輦、翌二日午前七時三十分御

発輦御東上あらせられたるか、当時山崎家に下賜せられたる物品は御紋付三組木盃、紅白羽二重二疋、金七拾壹円貳拾五錢、行在所建札一枚、同入口標札一枚、御浴槽及浴室厠へ加設したる建設物全部なり

1、御泊輦頂載物

御受書

御紋付三ツ組木盃 壹組

紅白羽二重 貳疋

右御品下賜難有奉頂載候以上

静岡県第十大区壹小区

明治十一年十一月二日 山崎千三郎

御受書

金七拾円 御泊

金壹円貳拾五錢 御立退場

右御目録下賜難有奉頂載候以上

静岡県第十大区壹小区

明治十一年十一月二日 山崎千三郎

鷹云 非常御立退所は大西資産金貸付所掛川支所を充てさせられ、行在所を距る北三丁の所也。

御請

第十大区壹小区

佐野郡南西郷村

山崎千三郎

一、行在所御建札 壹本

右者

御巡幸ノ節、行在所被仰付候ニ付書面御建札家主江被下置候旨被仰渡奉畏候依而御請申上候也

明治十一年十一月廿九日 右 山崎千三郎

静岡県令大迫貞清殿

鷹云 此建札ハ檜厚板長三尺四寸五分幅一尺一寸三分にして「行在所」と記さる。外壹枚「行在所入口」と記せるものあり。長二尺九寸巾八寸の檜厚札にして、東海道より山崎家に入るへき入口に建てたり。

2

諸色頂載受書

御受

第十大区壹小区

佐野郡南西郷村

山崎千三郎

先般

御巡幸之節、行在所被仰付候ニ付御浴室御廁其他在来ノ家屋江附着御建設ノものハ悉皆其俣該戸主へ被下置候旨被仰渡難有頂戴仕候依而御受奉申上候也

明治十二年一月十一日 右 山崎千三郎

静岡県令大迫貞清殿

鷹云 御風呂桶檜製総高二尺五寸八分、内法深二尺七分、内側直径二尺七寸七分の丸桶にして、至尊の玉体を触れさせ給ひし家宝なり。

3

金銭出入帳 諸色入用帳抜萃

十一月四日

金拾五円

壹小区 区戸長中

掛川消防方へ酒代遣セシ分相渡ス

是ハ御巡幸ノ節尽力致シ候ニ付

十一月七日

金貳拾円

西町御用係

栗田淳吉殿

松村源次郎殿

杉山熊太郎殿

外三名

西王橋改造ニ付川筋掘替其他道路修繕石垣等諸費之内へ寄附

十一月十四日

金貳拾九円四錢入り

静岡駅

酒井源五郎殿

行在所修繕官費ノ分請取

十一月廿三日

静岡

金五拾錢入り

県官

御巡幸ノ節御守衛へ遣セシ饅頭代受取

十二月五日

源平

金壹円五拾錢

喜太郎

聖上所泊輦ノ節

天覧ニ備へ候 志めぢしろ代払

〃

金参拾六錢

同人

右ニ付酒三升代

〃

金七十錢

同人

右しめぢ持参之節人足

〃

金参拾四錢

同人

右人足飯料

〃

金四拾八錢

同人

右ニ付肅五郎入山瀬行之節人足へ酒四升遣セシ代

十月廿八日

島田町

金四円

清水正藏殿

御還幸ノ節カステ、羊羹、金玉糯都合三品代払

十月十六日

仁藤町

金九拾四錢五厘 村田屋武平殿

〃 二十日 同上大糊入十五帖代払

金参拾七錢 同人

〃 十四日 同上天具状三帖代払

〃 十四日 塩町 駿河屋清平殿

金貳円貳拾五錢

同上葛布襖地貳反代払

部屋二階床ノ間へ用

〃 七日 西町

金四錢 好五郎殿

御巡幸拝見人心得并官員代払

十一月十二日 肴町

金九円六拾錢 和泉屋与惣次殿

御巡幸相濟候ニ付壹小区詰御用係及書記方相招候節仕出し肴

膳部但吸物皿盛さしみすまし鉢肴井口取膳部猪口平焼物廿人

前

一人前ニ付四拾八錢ツヽ

十二月五日 入山瀬村

金七拾五錢 仲藏殿

聖上御泊輦之節天覽に備候志めち持参之節酒代遣し

〃 〃

金七拾五錢 源平殿

右同断遣し

〃 〃

金七拾五錢 喜太郎殿

右同断遣し

十月廿七日 森町

金壹円五拾錢 繁藏殿

御還幸之節菊六本代払

〃

金拾五錢

瓦町

村上嘉平

右同断森町行之節小遣

十月七日

下垂木村

金五拾錢

弥平殿

御還幸之節飛鳥山より松ノ木運賃ノ内へ相渡ス

十月一日

連尺町

金八円五拾錢

莊三郎殿

御還幸之節此訳金四円三拾三錢三厘疊上縁五反 金四円拾六錢七厘同中縁五反

十月二日

高御所村

金六円参拾錢九厘

広吉殿 栄吉殿

同くり石千八百九十三貫六百目代壹円二付三百貫替 十王町
久作東川端石垣ニ成

十月三日

瓦町

金拾貳錢九厘

三代藏殿

同森町村松屋藤八殿より杉六分板五間駄賃払

〃

笠屋町

金拾八錢九厘

喜作殿

同右同断七間三分三厘駄賃払

〃

法多山門前

金四拾貳錢四厘

吉野屋

同赤土廿壹貫貳百目代払

〃

東

金五錢六厘

忠藏 外下男式名

同赤土取行ノ節小遣

十月四日

下垂木村

金貳拾錢八厘

文三郎殿

同から竹九拾四本代

〃

森町

	金貳拾七錢	伊平殿
	同村松屋藤八殿より杉四分板十五間駄賃	
〃	笠屋町	
	金六錢八厘	喜作殿
	同杉六分板貳間六分六厘駄賃	
〃	見付宿	
	金六錢	車夫
	同所清水屋吉衛門殿より麩糊五貫目備後表貳枚駄賃払	
〃	森町	
	金拾八錢	嘉藏
	同森町村松屋藤八殿より杉四分板拾間駄賃払	
十月五日	見付宿	
	金六拾六錢参厘	丹後屋忠七殿
	同浜松より疊表五箇駄賃払	
〃	上垂木村	
	金九錢	鐵太郎殿
	御還幸之節遣上被成竹三本代払	
十月廿三日	西谷田	
	金貳円壹錢六厘	左太夫殿
	右同断日傭十二人四分代相渡ス	
	但門前道普請	
〃	同	
	金産拾参錢参厘	清七殿
	右同断同式人代相渡ス	
	但同断	
十月三十日	紺屋町指物屋	
	金参円六拾錢	庄作殿 外壹名
	右同断襖フチ拵日傭六人代相渡ス	
	急物雇倍賃	
十一月六日	塩町	

金九拾錢 留吉殿

右同断右同断壹人五分代相渡ス

右同断

十月六日 南西郷村

金五拾五錢貳厘 弥七殿

右同断ふぢ代払 藤三郎殿外壹名

但門前道路へ用

〃 見付宿

金七錢五厘 車夫

右同断同宿より苧すき壹貫目駄賃払

十月七日 神代地

金五拾錢五厘 山本吉治殿

右同断め切すさ五俵代払

十一月廿七日 当村

金貳円参拾壹錢 大橋源蔵殿

右同断当村池ノ谷より松木七拾七荷運賃払

門前道へ用分

〃 同

金参拾錢 利平殿

右同断日傭貳人代相渡ス

但門前道普請

〃

金七拾六錢五厘 清三郎殿外貳名

右同断右同断五人壹分代相渡ス

但右同断

十月七日 高御所村

金参円拾壹錢貳厘 広吉殿外拾壹名

右同断十王久作東川端へ積くり石百三拾三貫六百目代払

十月八日 森町村

金拾八錢 嘉蔵殿

〃		金貳錢貳厘	瓦町
右同断細縄三束代払		城木屋	
十月十三日		上垂木村	
金七錢		文三郎殿	
右同断から竹三十五本代払			
但壹錢ニ付五本替			
十月十四日		上西郷村滝ノ谷	
金八拾八錢		勘三郎殿	
御還幸之節八寸竹十四本		七寸竹六本代払	
但七寸一本三錢替		八寸一本五錢替	
十月十五日		中町	
金貳拾五錢		円吉殿	
右同断座敷部屋二階兩所床ノ間四分一塗代払		神代地	
〃			
金四拾貳錢五厘		吉次殿	
右同断め切すさ五俵代払			
十月十六日		西町	
金拾八錢		田中屋	
右同断しめ縄貳拾束代払			
十月十七日		瓦町	
金參拾錢五厘		幸藏殿	
右同断三寸竹六拾壹本代払			
〃			
金拾錢		車夫	
右同断浜松より疊表駄賃払			
十月十七日			
金九厘			
右同断細縄壹束代			
十月十九日			

右同断 右同断

瓦町

右同斷三寸竹五拾本代弘

下垂木村

右同断飛鳥村山より松木百八本運賃残相渡ス

”

右同断松木切日傭二人五分代払

金拾五錢

平三郎殿

金拾錢九厘

德左衛門殿

金貳拾七錢三厘
同人

金參拾錢
清松

"

右同断右同断日傭代相渡ス

金壹圓貳拾六錢七厘
弥助殿外貳名

右同断日傭三拾八人増賃相渡ス
但壹人二付

右同断から竹貳拾本代

〃廿九日

西町

金九錢六厘

松本屋

右同断しめ縄拾壹束代

十二月五日

入山瀬村

金七拾七錢

喜太郎殿

右同断内祝用松だけ代払

〃七日

金壹円四拾貳錢七厘

同人

右同断松だけ及しめぢ代払

十月廿四日

十王町

金拾五錢

鹿次郎殿

右同断生麩三斤代払

〃

村松村

金壹円八拾七錢

斎藤嘉逸郎殿

右同断此わけ金壹円六拾参錢青一松ゴザ平均長九百四尺七寸二分代四枚分

平均長九百四尺七寸二分代四枚分

金貳拾四錢右注文受取并持参ノ駄賃

〃廿六日

村松村

金壹円九拾壹錢

杉山又平次

右同断青一松蔭代払

此わけ八拾五錢 長五間一枚

六拾錢 〃三間一枚

参拾壹錢 〃二間一枚

拾五錢 〃一間一枚

廿六日

連尺町

金九拾七錢参錢

小松屋

右同断きびしよ八ツ代払

十月廿九日

肴町

金四錢五厘

末吉殿

御還幸之節ひしやく壹本代

〃

連尺

金壹円貳拾九錢貳厘

惣 平 殿

右同断きびしよ十箇代

4 参考書

当時の諸物価

- 一 米壹俵代 金貳円五拾錢内外
- 一 酒壹升 金拾貳錢
- 一 糶一升代 金參錢五厘
- 一 下男給料 一ヶ年金拾五円迄
- 一 下女給料 一ヶ年金拾円迄
- 一 人夫日傭賃 金拾貳錢五厘乃至拾五錢程
- 一 大工職人日傭 金貳拾五錢乃至參拾錢
- 一 湯錢 金參厘
- 一 豆腐一丁代 金壹錢
- 一 豆腐売一升代 金四厘
- 一 炭一円二付 四拾五貫目替
- 一 かた薪一把 金壹錢

5 御駐輦に関する仁藤鈴木陸平日記抄録

今茲明治十一年十一月一日小雨晚歇

聖駕北巡還幸泊輦於吾掛川西街山崎氏行在 吾家為徳大寺宮内

卿旅館 翌二日晴八時発輦恭奉拝

鷹云 当御駐輦以前は橋梁も粗末なりしか、改架と同時に立派の橋となり、名称も西王橋と名付らる。又同橋以北の川添も始めて石垣を築造せられたる也。

昭和八年に至り、当家は明治天皇聖蹟として其の指定を受
く。 関係文書次の如し。

兵第一五四六号

昭和八年十一月二日

学務部長

関係各市町村長殿

明治天皇聖蹟へ標識建設方ニ関スル件

今回新ニ明治天皇ノ聖蹟ヲ保存スルノ計画実現セラレ本県聖蹟
中文部省ニ於テ史蹟名勝天然記念物保存法ニヨリ指定セラル
モノ四件五ヶ所有之候就テハ此際県下各聖蹟ニ標識ヲ建設シ将
来聖蹟ヲ通シテ明治天皇ヲ偲ビ奉ル様御配慮相煩シ度

追テ標識ハ標柱八寸乃至一尺角トシ地上ノ高サヲ五尺乃至六
尺トスルコト

記載文字ハ 明治天皇行在所趾（行在所）（御小休所）（御
小休所趾）（御野立所趾）トスルコト

経費ハ関係ノ向ト御協議ノ上適當ニ御処理相煩シ度、建設済
ノ上八十日以内ニ其旨報告相成度

◎参考 指定セラルル四件五ヶ所ハ左ノ通

史蹟 明治天皇新居行在所趾及方広寺建物

史蹟 明治天皇掛川行在所

史蹟 明治天皇静岡旧御用邸

史蹟 明治天皇興津御小休所

以上の如く昭和八年十一月二日文部省告示第三一三号を以て史蹟
名勝天然記念物保存法に依り聖蹟として文部省の指定を受け、同
日本県学務部長より掛川町長を通して達示ありたるに依り、昭和
十年二月廿六日地鎮祭を行ひ門前に標識を建設す。

表面

明治天皇掛川行在所

説明 昭和九年八月枢密院議長正二位勲一等法学博士男爵一木喜徳郎

氏揮毫

側面（向て左）

史蹟名勝天然記念物保存法に依り昭和八年十一月文部大臣指定

説明 昭和十年六月東京帝国大学名誉教授正三位勲二等法学博士山

崎覚次郎氏揮毫

背面

昭和九年十一月建設

説明 掛川町長法学士鈴木理一郎氏揮毫

標側案内記

説明

明治十一年十一月北陸東海御巡幸の際同月一日行在所となりたる処にして主要部分はよく旧規を存せり。

注意

一 火気に注意する事

一 工作物樹木を損傷せざる事

昭和八年十一月 文部省

説明 静岡市沖六鳳氏書

右標識は昭和十年十一月一日竣功式を挙行したり。

(※以下、別紙に記載)

(菊御紋章打出)

静岡縣平民

山崎千三郎

皇居御造営ニ付金

獻納候段奇

特候事

明治十九年十二月 日

宮内省 (宮内省印)

鷹云 三百年の泰平を持続し来れる徳川幕府は一朝にして瓦解し、王政復古するに及び、明治元年七月十七日江戸を東京と改称し、同二年三月廿八日畏くも明治天皇都を東京に遷し、旧江戸城を以て皇居と定めらる。而して京都の旧皇居は御不用の建物悉く取毀たれしか、紫宸

清涼の諸殿及常御殿・小御所等は、皆修理を施され今に現存す。然るに明治六年五月五日新皇居炎上す。因て赤坂離宮を仮皇居となし給ひ、明治十七年御造営に御着手、同二十一年十月竣功、爾来宮城と称せられ、翌二十二年一月九日先づ賢所の遷坐を行はせられ、同十一日仮皇居より両陛下宮城に移御あらせらる。前記賞状は右に関するものなれ共、見当らざるを遺憾とす。

（続）